

随意契約内容及び選定理由書

委託件名	令和4年度庁内LAN機器等の入替業務委託		
履行場所	松山市が指示する場所		
委託の内容	<p>本館及び出先施設を結ぶWAN接続機器の保守期限到来に伴うネットワーク機器更新とネットワーク利用を前提とした業務のあり方見直しのためのネットワークサービスの変更 (1) 基本設計、(2) 詳細設計、(3) 構築・移行・試験 インターネット利用環境の増強・バージョンアップ (1) 設計、(2) 構築・移行・試験 メールセキュリティ対策サーバー (IMSPA) 更新 (1) 設計、(2) 構築・移行・試験 無線LAN (1) 基本設計、(2) 無線アクセスポイント設定、(3) 無線コントローラ設定、(4) 既設NW機器設定、(5) ケーブル配線、(6) 無線アクセスポイント設置、(7) 総合試験 資産管理システムバージョンアップ (1) 設計、(2) サーババージョンアップ作業、(3) クライアントバージョンアップ作業支援 共通作業 (1) プロジェクト管理、(2) ドキュメント整備、(3) 運用説明、(4) 打合せ</p>		
履行期間	令和	4	年 6 月 17 日 ~ 令和 4 年 11 月 30 日
契約年月日	令和	4	年 6 月 17 日
契約金額	27,005,000	円	※単価契約の場合の単価
契約の相手方	住所	松山市一番町四丁目3番地	
	名称	西日本電信電話株式会社 四国支店	
選定理由	<p>本業務は、庁内LANのネットワーク機器の入替・拡張に伴う設定等の作業を行うものであり、出先施設を含む全施設の情報系ネットワークの機器・サービス更新、全職員が利用している既存インターネット利用仮想環境の増強・バージョンアップ、令和3年度に導入した無線ネットワークの拡張、メールセキュリティ対策システムのバージョンアップ、端末管理システムのバージョンアップである。よって、セキュリティを確保した状態で、かつ全庁への影響やリスクを最小限とし、迅速かつ確実な履行が必要である。</p> <p>そのため、今回更新対象の機器と既存ネットワークとの連携を十分考慮する必要があるため、庁内LANの導入当初からその運用、維持、保守、監視、トラブル対応等を一体的に行い、特殊な技術・手法を有する西日本電信電話株式会社四国支店以外では本業務を履行することができない。</p> <p>以上の事から、「委託契約事務の執行の適正化に関するガイドライン」第9 1 (3) [1] 第2号(8) - ②)により西日本電信電話株式会社四国支店を選定した。</p>		
契約担当課	システム管理課		
根拠規定	地方自治法施行令第167条の2第1項 第 2 号		

(注意) 1. 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2. 契約金額が、2,000万円以上の随意契約を締結した場合に公表しています。

3. 委託契約が単価契約の場合には、契約単価に予定数量を乗じた金額を契約金額欄に記載し、契約単価も併記しています。